# ３　警 防 編

# 1　消防通信

## ①　119番受信・出動指令

住民からの火災・救急・救助等の災害通報を火災報知専用電話（119番）で受信し、地図検索装置、自動出動指定装置等のコンピューターシステムにより、直ちに災害地点から近い順に必要な車両を編成し、各消防署（所）へ出動指令を発するとともに、通報内容や建物・危険物等の支援情報を消防無線等により出動隊に送信するなど、現場活動のサポートを行い、災害への早期対応や被害の軽減に努めている。

なお、聴覚障害のある方に対し、FAX119、メール119及びNet119で通報を受信している。

また、火災案内電話や火災案内ウェブサイトを開設し、各災害に対する住民からの問合せに対応している。

## ②　火災報知専用電話（119番）の受信状況

令和7年中の火災報知専用電話（119番）受信件数は28,272件（1日平均77件）で前年と比べ919件の減であった。

内訳は火災通報487件（1.7%）、救急・救助通報18,942件（67.0%）を合計すると全体の68.7%を占める。残り8,843件（31.3%）については通報訓練、回線試験、問合せ等である。

※　平成16年10月1日から、火災案内電話以外にも旭川市のホームページで災害出動情報の案内を行っている。

〈ホームページアドレス（携帯電話でも閲覧可能）〉

■http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/の「火災・救急のとき」

※　平成26年4月1日からの消防広域化に伴い、上川町及び鷹栖町の火災報知専用電話（119番）も受信している。

# 2　消防隊の活動

火災発生の通報を受けると、あらかじめ定められた各種出動計画に基づき、火災の規模に応じた台数の消防車両が出動し、人命救助、消火、延焼防止などの一連の活動を行っている。

令和7年における消防隊の出動件数は警戒出動（虚報を含む。）を合わせると618件あり、これは約14時間に1回の割合で消防隊が出動したことになる。

通報を受けてから消防隊（先着隊）が現場到着するまでの平均所要時間は約6分であり、災害現場にいち早く到着し迅速的確な消防活動が行えるよう、日頃から訓練に励んでいる。

また、火災出動のほか救助出動や水防出動、あるいは管轄外市町村への応援出動など幅広く活動している。

**火災出動状況（警戒・虚報含む）**

【年】

| | 火　災　件　数　　93件 | | | | | | 警戒・虚報 525件 | | 合　　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 全焼 | 半焼 | 部分焼 | ぼや | 車両 | その他 | 警戒 | 虚報 | |
| 出動件数 | 14 | 4 | 11 | 35 | 13 | 16 | 524 | 1 | 618 |
| 出動隊数 | 164 | 48 | 94 | 204 | 57 | 107 | 792 | 10 | 1,476 |
| 出動人員 | 638 | 185 | 326 | 686 | 190 | 384 | 3,057 | 33 | 5,499 |

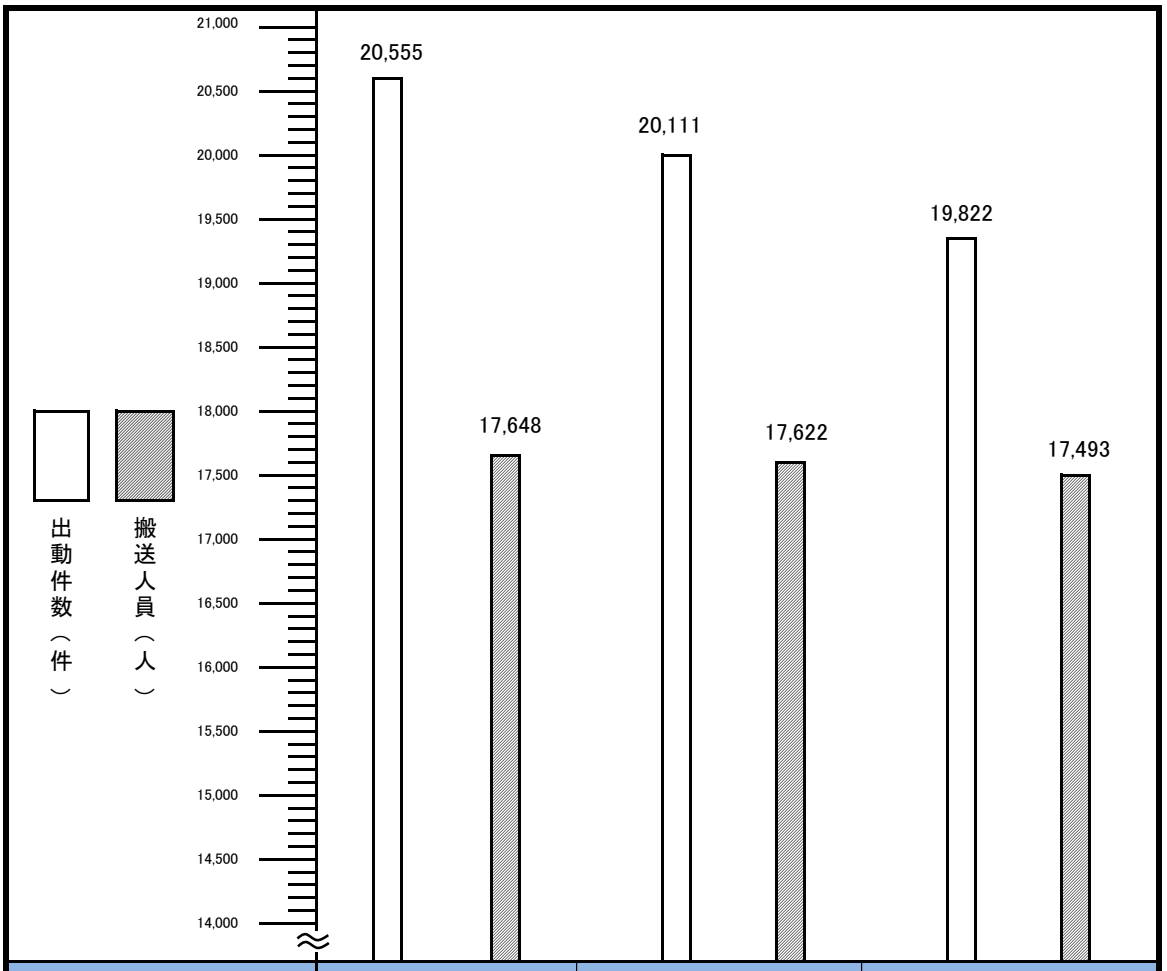
※　消防団の出動を除く。

# 3　救急隊の活動

昭和27年4月の救急業務開始から74年が経過し、平成24年には出動件数が約15,000件に達するなど、業務開始時に比べ大幅に増加している救急需要に的確に対応するため、救急業務の高度化と医療機関との連携強化を図るとともに、住民に対する応急手当の普及啓発を促進するなど救命率の向上に努めている。

令和7年中の救急車の出動件数は、19,822件（前年比較289件減）で、搬送した人員は17,493人（前年比較129人減）となっている。

**救急活動状況と過去3年間の比較**

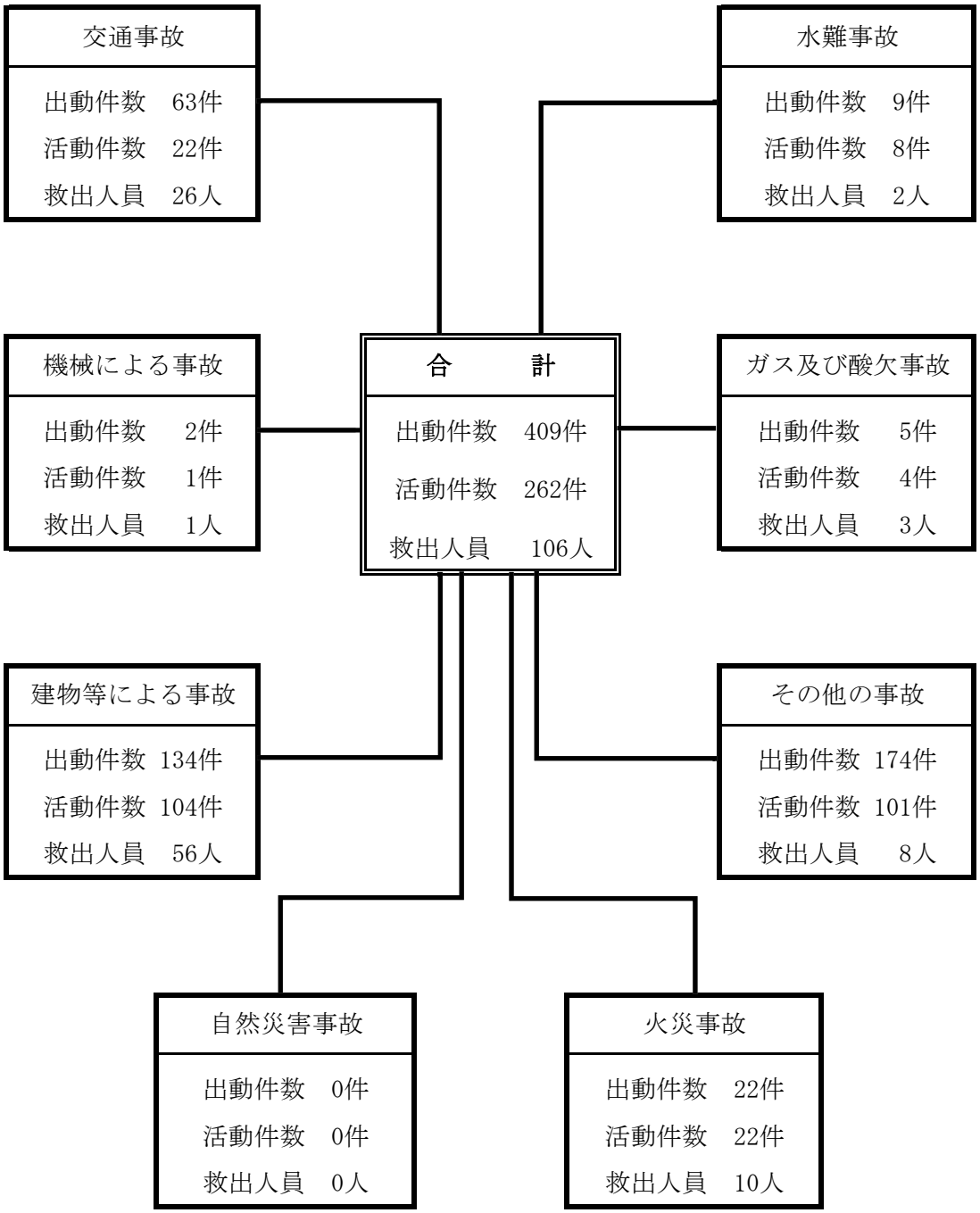



| 区分・年別 | | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 |
|---|---|---|---|---|
| 救急隊数 | | 14 | 15 | 15 |
| 1日平均 | 出動件数 | 56.3 | 54.9 | 54.3 |
| | 搬送人員 | 48.4 | 48.1 | 47.9 |
| 月平均 | 出動件数 | 1,712.9 | 1,675.9 | 1,651.8 |
| | 搬送人員 | 1,470.7 | 1,468.5 | 1,457.8 |
| 人口1万人当たりの出動件数 | | 621.8 | 616.8 | 615.8 |
| 救急要請の人口割合 | | 16人に１人 | 16人に1人 | 16人に１人 |

# 4　救助隊の活動

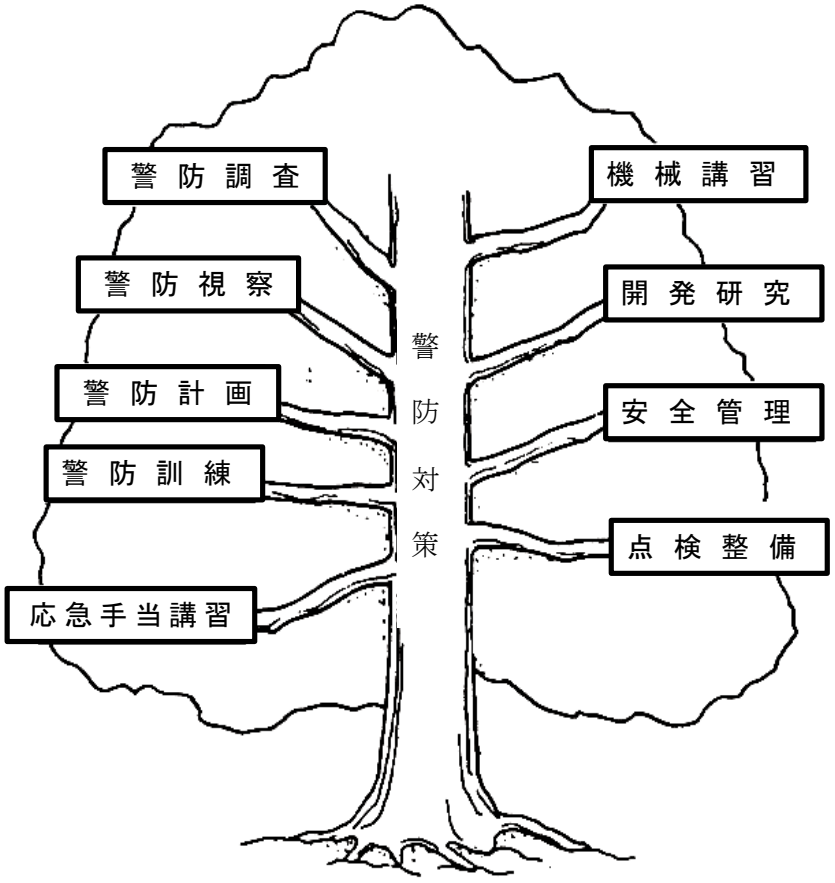
住民の生命・身体への危険を排除するため、昭和48年に救助隊を発足させ、火災、交通事故、水難事故における人命救助をはじめ、山岳事故、自然災害、テロ災害など複雑・多様化する救助事案への対応能力の向上に努めている。

令和7年中の救助隊の出動件数は、409件（前年比較48件増）で救出した人員は106人（前年比較11人増）となっている。



# 5　警防対策

建築構造・設備の高度化や生活様式の変化さらには自然災害の様相も大きく変化している中で、警防調査・警防視察など多岐にわたる対策を講じ、複雑・多様化する災害に対応できるよう知識の習得と技術の錬磨に努めている。




## ①　警 防 調 査

各地域の地理及び水利の状況、水災及び土砂災害危険箇所の把握、高所消防活動が必要な建物におけるはしご車架梯可能箇所の調査などを行い、実態の把握に努めている。

## ②　警 防 視 察

災害発生時における警防活動に困難を伴うことが予想される消防対象物について視察を行い、構造、危険箇所等の把握に努めている。

## ③　警 防 計 画

上記警防調査・警防視察の実施の結果、より組織的な活動が必要となる消防対象物について、それぞれ個別の計画を樹立している。

## ④　警防訓練

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機に、全国の消防機関による応援体制を構築するため、同年7月に「緊急消防援助隊」が結成された。結成以後、全国を6つのブロックに分け、各ブロックで毎年実戦的な訓練を実施し、各都道府県隊の連携強化及び技術の向上を図っている。

令和7年度の緊急消防援助隊北海道東北ブロック訓練は、山形県において開催された。同訓練は、本部運営訓練・部隊参集訓練・部隊運用訓練・後方支援活動訓練等で構成され、訓練想定の細部を事前に明らかにしないブラインド型（一部を除く）訓練として実施し、各訓練隊が実戦的な訓練を展開した。本市からは、 北海道大隊指揮隊（指揮車・4人）、通信支援小隊（無線中継車・3人）及び後方支援小隊（支援車Ⅰ型・5人）が参加した。

## ⑤　応急手当講習

ア　講習内容

○上級救命講習　　各疾病・負傷者に対する観察法、心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法等の講習を行っている。

○普通救命講習　　各疾病・負傷者に対する観察法、心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法、また対象者により、小児、乳児に対する心肺蘇生法を加え講習を行っている。

○一般救急講習（各種イベントによる救急講習）　　心肺蘇生法、出血時の止血法、その他の救急処置要領等の講習を行っている。

○応急手当指導員　　応急手当の指導・普及を目的に応急手当指導員の養成講習を行っている。

イ　講習回数

| 講習内容＼年度 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 講習回数 | 受講人数 | 講習回数 | 受講人数 | 講習回数 | 受講人数 |
| 上級救命講習 | 5 | 89 | 5 | 117 | 5 | 93 |
| 普通救命講習 | 57 | 739 | 67 | 1,109 | 58 | 712 |
| 一般救急講習 | 138 | 2,891 | 170 | 3,715 | 154 | 2,961 |
| 各種イベントによる救急講習 | 7 | 195 | 6 | 247 | 11 | 508 |
| 合計 | 207 | 3,914 | 248 | 5,188 | 228 | 4,274 |

### ⑥ 機 械 講 習

機械器具の効率的な活用を図るため各種講習等を行っている。

・玉掛け講習

・クレーン講習

・特殊無線技士養成講習

・自動車整備講習

### ⑦ 開 発 研 究

あらゆる災害に対応するため、機械器具の改良や研究に努めている。

・積雪寒冷地対策

・機能向上対策

・軽量化対策

### ⑧ 安 全 管 理

消防活動中の多種多様な危険から、消防隊員の安全を確保するため、安全管理対策を推進している。

・交通安全研修

・危険予知訓練

・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

### ⑨ 点 検 整 備

適切な消防活動を行うため、活動資機材の点検整備を定期的に実施している。

・ホース耐圧試験

・空気、酸素呼吸器点検

・耐電保護具検査

・複合ガス検知器点検

## 6 警防施設

警防活動に必要な消防機械・器具、水利などを警防施設として計画的に整備している。

### ① 消 防 水 利

消防水利は、人員・機械器具と共に消防活動上欠くことのできない施設である。
本市では、消防水利の基準に基づき設置計画を立て、水道消火栓や防火水槽を整備し、消防水利の充実を図っている。
また、本市は積雪寒冷地であることから、冬期間における消防水利の除雪、凍結防止対策など維持管理の徹底を図り、災害の発生に備えている。

## 消防水利施設総数（市町別）

（単位：基）【令和8.3.31】

旭川市

| 種別／区分 | 合計 | | 水道消火栓 | | 防火水槽 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 公設 | 私設 | 公設 | 私設 | 公設 | 私設 |
| 公私別 | 2,771 | 140 | 2,628 | 114 | 143 | 26 |
| 合計 | 2,911 | | 2,742 | | 169 | |

上川町

| 種別／区分 | 合計 | | 水道消火栓 | | 防火水槽 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 公設 | 私設 | 公設 | 私設 | 公設 | 私設 |
| 公私別 | 71 | － | 38 | － | 33 | － |
| 合計 | 71 | | 38 | | 33 | |

鷹栖町

| 種別／区分 | 合計 | | 水道消火栓 | | 防火水槽 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 公設 | 私設 | 公設 | 私設 | 公設 | 私設 |
| 公私別 | 111 | － | 67 | － | 44 | － |
| 合計 | 111 | | 67 | | 44 | |

## ② 消 防 車 両

消防活動に必要となる消防車両については、本市の地域特性や消防需要、複雑・多様化する災害等を踏まえ、車両強化整備と計画的な更新整備を行っている。

### 消防車両の現勢とその概要

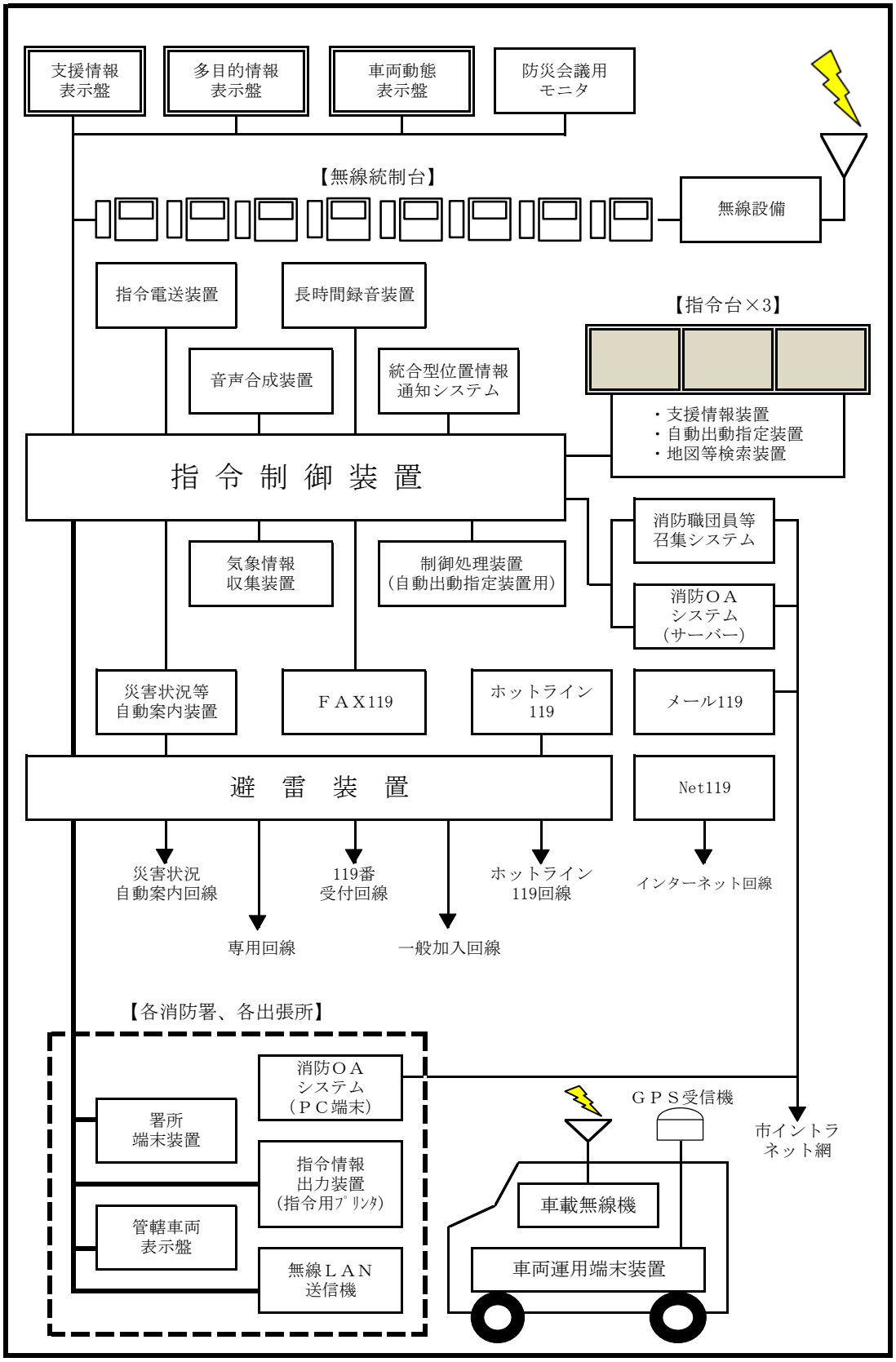
【令和8.4.1】

| 種類 | | 台数 | 機能概要 |
|---|---|---|---|
| 合計 | | 74 | |
| 水槽付ポンプ車 | | 17 | ポンプ車に2,000ℓ～6,000ℓの水を積載し、消火活動を行う。 |
| はしご車 | | 3 | 25m～40mのはしごを架装し、中高層火災の救助・消火活動を行う。 |
| 化学車 | | 2 | 泡消火装置を積載し、危険物火災の消火活動を行う。 |
| 大型水槽車 | | 2 | 10,000ℓの水を積載し、消火活動のほか非常時の給水活動を行う。 |
| 特殊車 | 救助工作車 | 2 | 各種救助資機材を積載し、救助活動を行う。 |
| | 破壊工作車 | 1 | 油圧シャベルを活用して、救助活動や危険排除活動を行う。 |
| | 原因調査車 | 1 | 火災原因の調査資機材を積載し、調査活動を行う。 |
| 指揮隊車 | | 5 | 情報収集資機材等を積載し、消防活動部隊の指揮・統括活動を行う。 |
| 救急車 | | 19 | 救急資機材を積載し、救急活動を行う。 |
| 査察車 | | 9 | 火災予防査察業務及び防火広報業務を行う。 |
| その他 | 連絡車 | 7 | 各種業務連絡用 |
| | 救援車 | 1 | 人員搬送及び予防広報業務を行う。 |
| | 輸送車 | 3 | 各種資機材の搬送を行う。 |
| | 災害支援車 | 2 | 大規模災害時の災害現場で、後方支援活動を行う。 |

## ③　消防通信施設

### 消防防災情報システム

【令和8.4.1】



## 消防防災情報システム　収容回線（回線数）

| | |
|---|---|
| 119番(14回線) | NEXCO(1回線) |
| 119番転送(2回線) | 高規格道路(1回線) |
| 110番(1回線) | 旭川ガス(1回線) |
| 加入(2回線) | 警備会社(2回線) |
| 内線(2回線) | 119番FAX(1回線) |
| 衛星(1回線) | |
| ヘルプネット(2回線) | |

## 無線局配置状況(デジタル)

【令和8.4.1】

| 区分＼所属 | | | | 合計 | 本部 | | | | 南消防署 | | | | | | | | 北消防署 | | | | | | 上川消防署 | 層雲峡出張所 | 鷹栖消防署 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 総務課 | 予防課 | 警防課 | 指令課 | 消防担当他 | 忠和出張所 | 緑が丘出張所 | 豊岡出張所 | 神楽出張所 | 東旭川出張所 | 東光出張所 | 西神楽分遣所 | 消防担当他 | 新旭川出張所 | 春光出張所 | 永山出張所 | 近文分遣所 | 東鷹栖分遣所 | | | | |
| 無線 | 基地局(基) | | | 4 | − | − | − | 2 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | 1 | 1 | − |
| | 移動局 | 消防救急 | 車載(台) | 69 | − | − | 8 | 5 | 14 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | − | 9 | 2 | 2 | 2 | − | − | 7 | 4 | 3 |
| | | | 携帯(台) | 61 | − | − | − | 13 | 10 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 | − | 10 | 2 | 2 | 2 | − | − | 3 | 2 | 4 |
| | | | 可搬(台) | 1 | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | − | 1 |

### ④　車両整備工場

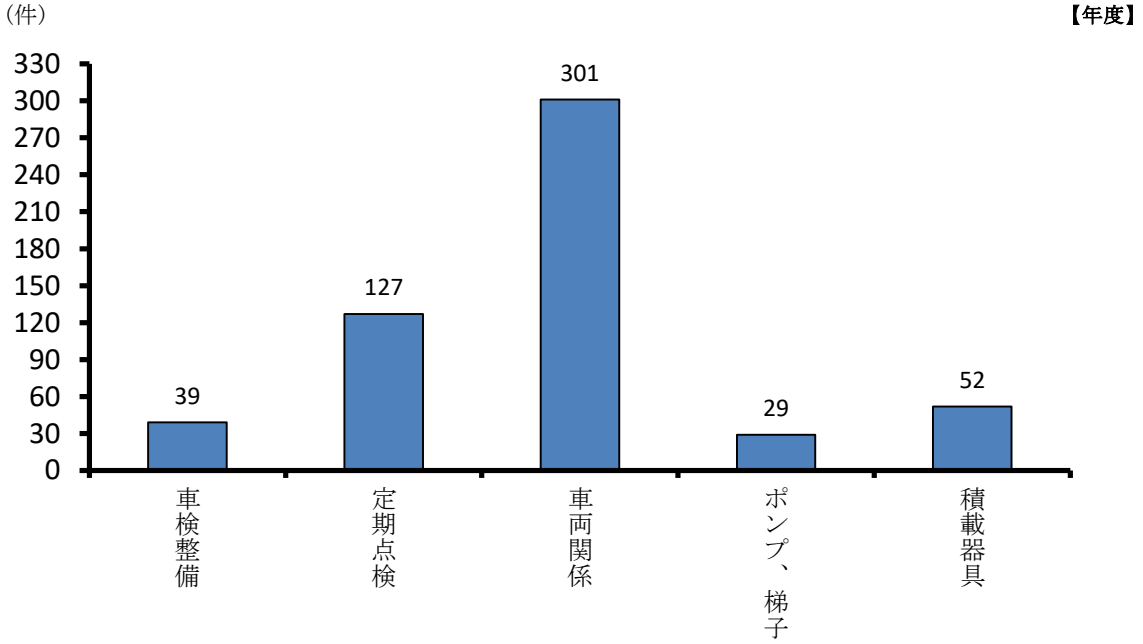
整備工場は、消防車両及び器具の保守点検、整備を完全にし、稼働率の向上及び経費の節減を図るため、重要な役割を果たしている。

現有車両及び器具の最高性能を常に維持するため、確実な整備と研究改良に努力を重ねている。

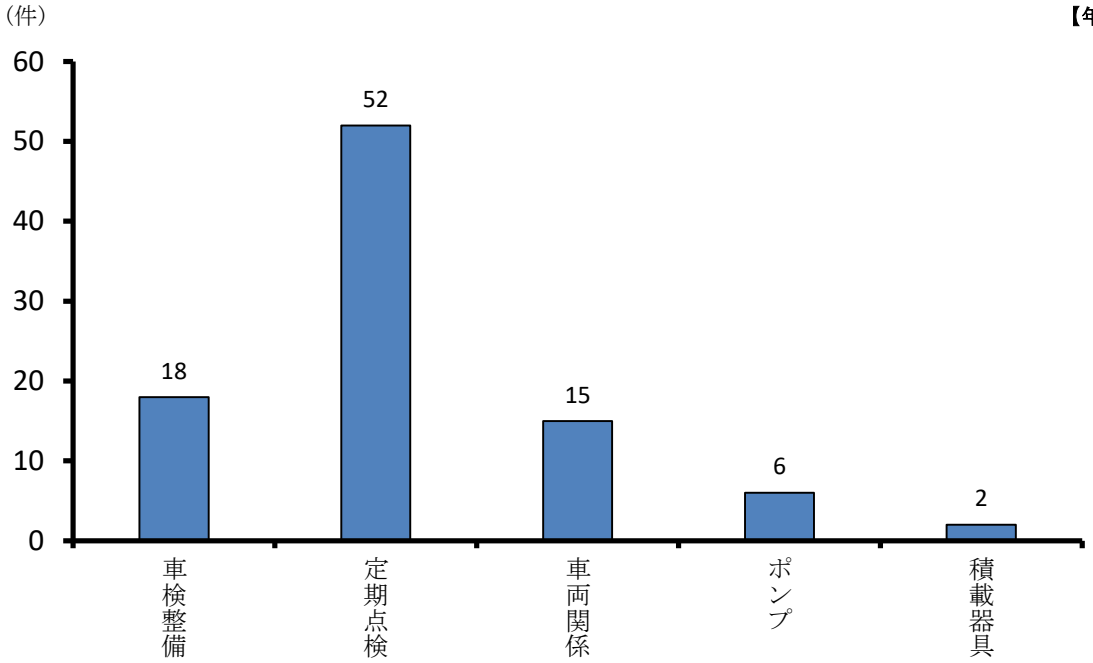
所　在　地　　旭川市7条通10丁目

名　　称　　旭川市消防本部整備工場

**消防本部車両整備状況**




**消防団車両整備状況**



# 7　消防相互応援協定

地震、風水害、林野火災等の大規模災害が発生したとき、全道の消防力を集結して災害の防ぎょ及び被害の軽減を図るため、平成3年4月1日に「北海道広域消防相互応援協定」が締結され、北海道全域をカバーする広域応援体制が確立された。

この協定は、次の3点を基本に構成されている。

ア　全道の消防力を集結し、大規模、特殊な災害に対応する。

イ　広域の応援活動を効率的に行うため、道内を5つのブロックに区分し、応援の手順及び応援組織を明確にする。

ウ　消防ヘリコプターの機動性を活用した応援体制の運用を行う。

この協定に基づき、平成5年7月に発生した「北海道南西沖地震」、平成12年3月に発生した「有珠山噴火災害」、平成30年9月に発生した「北海道胆振東部地震」など北海道内で発生した災害に対し、発災地域の消防支援を実施している。

また、北海道内に延長されている高速道路における救急搬送を円滑に行うため、東日本高速道路株式会社と「救急業務に関する協定」を締結している。

**消防相互応援協定等**

| 名　　称 | 締結年月日 | 協　定　先 |
|---|---|---|
| 救急業務に関する協定 | 改平成12年8月28日 | 東日本高速道路株式会社 |
| 北海道広域消防相互応援協定 | 平成 3年4月 1日<br>改令和 2年3月23日 | 北海道内の市、町及び消防の一部事務組合 |
| 北海道広域消防相互応援協定に基づく申合せ | 平成26年3月27日 | 遠軽地区広域組合 |
| | 改平成26年3月27日 | 大雪消防組合 |
| | 改平成26年3月27日 | 士別地方消防事務組合 |
| | 改令和 2年3月25日 | 深川地区消防組合 |

## 北海道広域消防相互応援協定に基づく出動状況

【年】

| 項目 / 発生月日 | | 応援 | | | | 受援 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 件数（件） | 隊数（隊） | 人員（人） | 消防本部名 | 件数（件） | 隊数（隊） | 人員（人） | 消防本部名 |
| 2 | 12 | 1 | 2 | 7 | 大雪消防組合 | | | | |
| 3 | 18 | 1 | 2 | 8 | 大雪消防組合 | | | | |
| | 31 | 1 | 2 | 8 | 深川地区消防組合 | | | | |
| 4 | 13 | 1 | 1 | 3 | 遠軽地区広域組合 | | | | |
| | 14 | | | | | 1 | 2 | 7 | とかち広域消防局 |
| | 22 | 1 | 1 | 3 | 稚内地区消防事務組合 | | | | |
| | 25 | 1 | 2 | 5 | 士別地方消防事務組合 | | | | |
| 6 | 24 | 1 | 3 | 8 | 深川地区消防組合 | | | | |
| 7 | 18 | 1 | 3 | 8 | 北留萌消防組合 | | | | |
| | 25 | 1 | 7 | 23 | 大雪消防組合 | | | | |
| 8 | 14 | 1 | 1 | 4 | 大雪消防組合 | | | | |
| | 17 | | | | | 1 | 2 | 7 | 深川地区消防組合 |
| | 19 | | | | | 1 | 1 | 3 | 大雪消防組合 |
| | 20 | | | | | 1 | 1 | 4 | 大雪消防組合 |
| 9 | 9 | 1 | 7 | 23 | 大雪消防組合 | | | | |
| | 15 | 1 | 6 | 19 | 深川地区消防組合 | | | | |
| | 29 | | | | | 1 | 1 | 3 | 大雪消防組合 |
| 10 | 27 | 1 | 1 | 3 | 富良野広域連合 | | | | |
| 11 | 7 | 1 | 3 | 10 | 深川地区消防組合 | | | | |
| | 17 | | | | | 1 | 3 | 12 | 深川地区消防組合 |
| | 19 | | | | | 1 | 1 | 3 | 大雪消防組合 |
| | 26 | 1 | 2 | 5 | 大雪消防組合 | | | | |
| 12 | 10 | 1 | 7 | 25 | 深川地区消防組合 | | | | |
| | 11 | | | | | 1 | 1 | 3 | 大雪消防組合 |

※　1月及び5月は北海道広域消防相互応援協定に基づく出動なし

# 8　緊急消防援助隊の活動に係る国有財産等の無償使用

消防組織法第50条の規定による「緊急消防援助隊の活動に係る国有財産等の無償使用」として、大規模災害発生時等における後方支援活動を目的とした「支援車Ⅰ型」、消防救急無線通信体制の確立・強化を目的とした「無線中継車」が、本市に無償で配備され、その運用を担っている。

## ①　支援車Ⅰ型




ア　導入

総務省消防庁が平成21年度第1次補正予算により整備
・平成22年10月28日に本市に配備され無償使用を開始
・各都道府県に1台配備（全国合計47台配備）
※　平成24年度に17台追加され、令和7年度現在合計64台

イ　目的

大規模災害発生時等、消防救助活動が長期にわたる現場において、活動資機材の搬送、飲料水・食料品の備蓄、活動隊員の休息場所等の「後方支援」を目的として活動する。

ウ　特徴・機能

・車両拡幅機能を有し、拡幅後は全幅4メートルの室内空間を確保可能
・乗車定員26人、最大積載量4.5ｔ
・ベッド転用型の椅子を採用
・冷暖房設備、ガスレンジ設備、シャワー設備、簡易トイレ設備を搭載
・清水貯蔵タンク（500L）、汚水貯蔵タンク（550L）を搭載
・車両燃料（軽油300L）を共有する大型発電機2機を積載し、2機同時使用の最大負荷時においても、連続72時間無給油で発電可能
・ルーフ上に太陽光発電機を搭載し、晴天下での車両サブバッテリー充電が可能（過充電防止機能付き）
・車両後部に昇降能力1ｔのパワーゲートを装備

## ②　無線中継車




ア　導入

総務省消防庁が平成23年度第3次補正予算により整備
・平成25年3月1日に本市に配備され無償使用を開始
・全国に21台配備（北海道は本市消防本部に1台配備）
※　平成29年度に3台追加され、令和7年度現在合計24台

イ　目的

地震、津波、その他の大規模災害等発生時に災害現場に機動的に急行し、現地被害状況の早期把握と、迅速な通信体制の確立を目的として活動する。

ウ　特徴・機能

・消防救急無線の中継機能（デジタル・アナログの双方に対応）
・衛星回線を利用した電話、ＦＡＸ、映像の送受信機能
・車上搭載カメラ等のモバイル画像伝送機能
・衛星インターネット機能
・無線ＬＡＮアクセスポイント機能
・発電装置を搭載